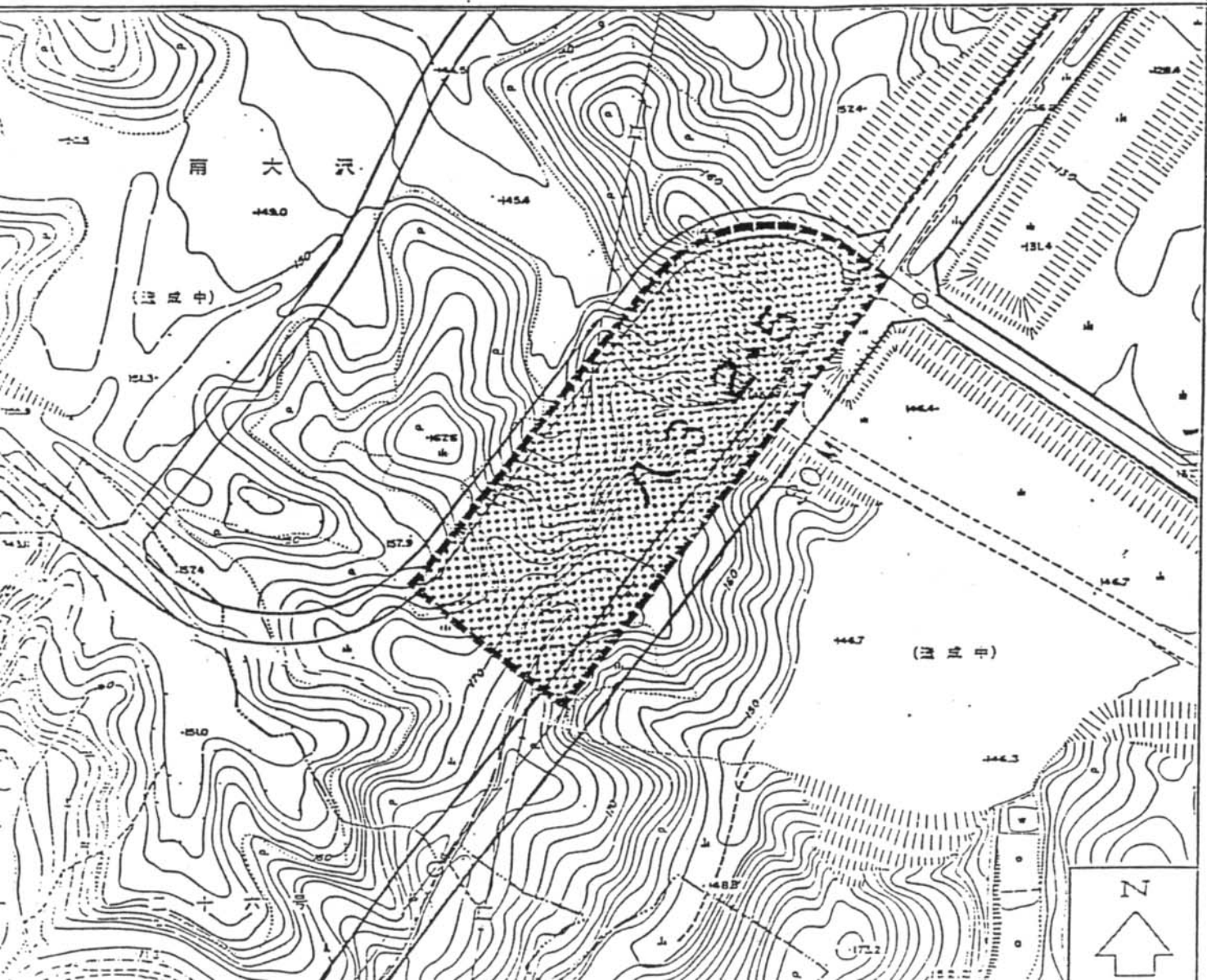
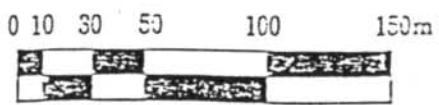


八王子都市計画南大沢五丁目地区地区計画 計画図 (八王子市決定)

八王子市南大沢五丁目地内



凡 例	
	地区計画区域



八王子都市計画地区計画の変更（八王子市決定）

都市計画南大沢五丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称		南大沢五丁目地区地区計画	
位 置		八王子市南大沢五丁目地内	
面 積		約 2.4ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、新住宅市街地開発事業（以下、「新住事業」とする。）に基づき、東京都による計画的な土地利用、施設配置が行われる多摩ニュータウン第15住区の一部で、バス輸送の拠点整備の一環として整備を図る区域である。 そこで、この新住事業効果の維持増進を図るとともに、周辺街区と調和する良好な地区環境の形成及び維持増進を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	建築物の用途の純化、一定敷地規模の確保により、バス輸送の拠点としての環境の維持保全を図る。	
	地区施設の整備の方針	新住事業により、整備された区画道路の維持保全を図る。	
	建築物等の整備の方針	周辺環境と調和のとれた健全な街区の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限を定め、建築行為を規制、誘導する。	
地	位 置	八王子市南大沢五丁目地内	
	面 積	約 2.4ha	
区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 ※	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 道路運送法第3条第1項第1号イ、ロ及び第2号の規定に該当する事業に係るもの 2. 前号の建築物に附属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度 ※	300㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上としなければならない。 ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 2. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの	

「区域及び地区整備計画区域については、計画図表示のとおりである。」※知事承認事項

〔理由〕 道路運送法の改正に伴い、表記上の整合等を図るため、地区計画を変更する。